

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 長谷川 芳樹 様 〒100-0005 日本国 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号丸の内 M Y P L A Z A（明治安田生命ビル） 9階 創英国際特許法律事務所	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">（法施行規則第40条の2） [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 2019P00187	発送日 （日.月.年） 18.08.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/023774	国際出願日（日.月.年） 17.06.2020	優先日（日.月.年） 05.07.2019
国際特許分類（IPC） G10K 15/04(2006.01)i; G06F 16/906(2019.01)i; G16C 20/70(2019.01)i FI: G06F16/906; G10K15/04 302D; G16C20/70		
出願人（氏名又は名称） 株式会社NTTドコモ		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 08.07.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 鹿野 博嗣 5N 4063 電話番号 03-3581-1101 内線 3586
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-8	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : US 2015/0297109 A1 (INTERAXON INC.) 22.10.2015(2015-10-22)
[0881]-[0882]
(ファミリーなし)

文献2 : WO 2017/155966 A1 (YOUR TRAINER INC.) 14.09.2017(2017-09-14)
[00116]
& US 2017/0259120 A1
[0118]
& EP 3427488 A1
& CA 3017135 A1
& CN 109479110 A

文献3 : JP 2008-176398 A (ソニー株式会社) 31.07.2008(2008-07-31)
[請求項1]-[請求項2]
(ファミリーなし)

請求項1-8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して進歩性を有する。

国際調査報告で引用されたいずれの文献にも、請求項1-8に係る発明について、モデル生成システムが「ユーザが複数の種別の何れに属するかの種別推定に用いる種別推定用モデルを生成する」との限定、学習データ取得部が「複数の楽曲を利用したユーザが属する種別を示す学習用種別情報を取得する」との限定、モデル生成部が「学習データ取得部によって取得された学習用時系列情報に基づく情報を、楽曲の単位で時系列の順番で種別推定用モデルへの入力とし、学習データ取得部によって取得された学習用種別情報に基づく情報を種別推定用モデルの出力として機械学習を行って種別推定用モデルを生成する」との限定が記載も示唆もされておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

これにより、請求項1-8に係る発明は、利用された楽曲に基づくユーザの種別分けを適切に行うことができるという有利な効果を発揮する。